システナ健保だより 2012.10 No.74



次の場合は 健康保険が使えません

- ①仕事や家事などの日常生活による単なる疲 れ・肩こり・頭痛・体調不良など
- ②スポーツによる筋肉疲労、負傷日や負傷原 因のない筋肉痛など
- ③症状の改善がみられず、長期にわたる施術
- ④神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘル ニアなどの疾病からくるこりや痛み
- 5保険診療機関 (病院・診療所 など) で治療 中の負傷等
- ⑥労災保険が適 用となる仕事 中や通勤途上 での負傷等



健康保険が使える範囲は限定されています。 誤った受診をしていませんか?) にかかるとき

限健柔 ら康道 ま便に はき

整骨院・接骨院で 健康保険が使える場合

急性または亜急性の外傷性の骨折・脱臼・打 撲・捻挫および挫傷(肉ばなれなど)

※骨折および脱臼につ いては、応急手当をす る場合を除き、医師 の診療を受けたうえ での同意が必要です。



